

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団  
平成30年度第3回理事会議事録

- 1 招集年月日  
平成30年12月3日（月曜日）
- 2 開催日時  
平成30年12月21日（金曜日）午前9時58分から午前11時5分まで
- 3 開催場所  
社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室
- 4 出席者
  - (1) 理事総数 8名  
出席理事 6名  
理事 塩見清仁                      理事 藤岡孝志  
理事 和氣康太                      理事 山本あおひ  
理事 小川秀司                      理事 福山雅史
  - (2) 監事総数 2名  
出席監事 1名  
監事 齊藤一紀
- 5 議長  
理事長 塩見清仁
- 6 議事録作成者  
理事長 塩見清仁
- 7 議題
  - (1) 決議事項  
第1号議案 共同生活援助事業所の新規ユニット開設に伴う指定申請手続きについて  
第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程の一部改正（案）について  
第3号議案 平成30年度第四次補正予算（案）について
  - (2) 報告事項  
ア 施設利用実績について  
イ 平成31年度職員採用選考の状況について  
ウ 共同生活援助事業所の統廃合に伴う指定申請等手続きについて

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事、石神井学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

## 8 議事の経過の要領及びその結果

議題に沿って、以下のような意見交換が行われた。

### (1) 第1号議案 共同生活援助事業所の新規ユニット開設に伴う指定申請手続きについて

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 共同生活援助事業所の新規ユニットの開設に伴い、障害者総合支援法に基づき、指定を受けた内容について、所轄庁に変更届を提出する。新規ユニットを開設する事業所名は、共同生活援助事業所きらり、新規ユニット名は、仮称「かえで」、定員は7名である。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

### (2) 第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程の一部改正(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 希望の郷 東村山において、共同生活援助事業「きらり」のユニットとして、共同生活援助事業「かえで(仮称)」を平成31年4月1日から新たに実施する予定であることから、実施に向けた準備を進めるため、新たに拠点区分を設定する。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

### (3) 第3号議案 平成30年度第四次補正予算(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、平成30年度第四次補正予算(案)及び平成30年度第四次補正予算(案)説明資料について説明があった。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、共同生活援助事業所の新規ユニットの開設の経緯と配置職員について質問があり、小川業務執行理事から、「旧東村山福祉園時代から、地域移行を促進するため、他の事業者任せにせず自らグループホームを設置し、御利用者の方、御家族の方も安心していただけるよう、本園がバックアップしてきた。今回はニーズのある女性専用のユニットを設置しようということと、オーナー様の御厚意もあり実現したものである。職員については、これまでに開設したユニットと同様に、円滑な地域生活を送ることができる体制を整えていく。」との回答があった。グループホームを運営している石神井学園の園長である福山理事から、「グループホームは本園と比べ、食事作りも含め密着した支援ができる一方で1人勤務となる時間が多く、独自性が独善性に陥らないようなサポート、フォローが必要である。」との意見があった。出席者からは、「とても良い試みではあるが、職員間の意思

疎通、共通理解という難しさもあると感じた。」との意見があった。

出席者から、利用者が負担する家賃が非常に低額である理由について質問があり、事務局から、オーナー様の御厚意によるものである旨の回答があった。

質疑応答の後、第3号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

#### (4) 報告事項

塩見理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、小川業務執行理事から、「各施設の利用実績」について、事務局から「職員採用選考の状況」及び「GHの統廃合に伴う指定申請等手続き」について、資料に従い説明があった。

その後、報告事項や理事会全体を通して、以下の質問、意見等があった。

- 出席者から、現在の職員の欠員と今後の見通し、職員採用選考の合格率が高い理由について質問があり、事務局から、「現在の職員の欠員は今年度の4月から40数名で変わらず、翌年度の4月も充足することは非常に難しい状況である。合格率が高い理由は、正規職員としての採用に至らない方でも、実際の働きぶりを見てから正規職員として内部登用する契約職員として合格させているためである。」との回答があった。

出席者から、新卒者の割合と欠員となった施設の運営について質問があり、事務局から「新卒者の割合は55%程度である。欠員は障害者施設のローテーション勤務要員に多く、日中活動を担当する職員や管理監督職がローテーションの応援をして対応している。」との回答があった。

出席者から、欠員がある中で新規開設するグループホームのユニットの職員配置はどうするのか質問があり、事務局から、「グループホームは既にオーナー様と契約も結んでおり、優先的に職員を配置しなければならないと考えている。具体的な配置は今後の人事異動の作業になるが、現在希望の郷 東村山で利用者を支援している職員を中心に配置する予定である。」との回答があった。

出席者から、「本学では、学内で法人・企業説明会を開催しており、そこに事業団も参加していただいております。説明会には4年生だけではなく早い時期から関心の高い学生も参加し、実習先を考える機会にもなっていると思う。他の大学でも同様な取組をしていると思うので情報収集して参加していただければと思う。それから、もう一つ、本学には小山児童学園の方がゼミに来ていただき、かなり時間をとって学生に説明していただいている。継続したそういう活動が、学生一人一人に届いているのではと思っています。三つ目は、やはり実習が「ここに就職したい」という思いにつながると思うので、各施設の実習指導者の方々の共通理解となるよう事業団として取り組むと良いのではと思う。」との意見があり、事務局から、「出席

者の御意見のように、今年度から実習生を受け入れた専門学校から、1年生向けに授業の中で説明してほしいという依頼があった。これまで採用案内のために足しげく通っていた学校からも、時間をとるので説明してほしいという依頼を多くいただき、積極的にPRしている。また、合同説明会の機会にも恵まれているが、それは日頃から現場の職員が、いかに実習生に対応するかにかかっていると思うので、そこを大切にしていきたいと思っている。」との発言があった。

出席者から、「特別養護老人ホームは、職員が足りない場合に派遣会社を使っているが、施設経営が厳しいため、派遣会社の利益相当分を都で負担するよう要望している。事業団はそうならないことを祈る。」との発言があった。

- 出席者から、福祉の正規と契約の違い、福祉の内定辞退者の就職先、事務の採用選考合格予定者数について質問があり、事務局から、「正規と契約の違いは雇用期間が有期か無期かであり、契約は3年間の雇用期間となっている。内定辞退者の就職先は、辞退者全員が正直に話してくれているかわからないところはあるが、地元の官公庁、公務員志向が高いと感じている。事務は3名が合格予定である。」との回答があった。出席者からは、「事務で応募されている方も職場としての事業団に関心があると思うので、不合格となった方でも、場合によっては働きかけ、育て、専門職になっていただくという方法もあるのでは。」との意見があった。出席者からは、「うちでも事務職で応募された方で現場の方が合いそうな方がいたので、お誘いし現場に入ってもらった。資格は持っていないのでこれから勉強させて育てていく。」との発言があった。出席者からは、「私に関った障害者施設でも、事務職で採用された方が現場に入り、中核で頑張っていて、資格も取ってキャリアアップしているすばらしい方がいる。」との発言があった。出席者からは、「専門職から事務職になった方もいる。現場が分かる事務職も大事だ。」との発言があった。
- 出席者から、「私の授業を受けている学生が、事業団に行きたいと言っており、その理由を聞くと、見学の際、施設長が玄関まで挨拶に来てくれたと。他では極めて事務的だったが、事業団は施設長がわざわざ挨拶に来てくれて非常に好印象であったという話だった。やはりふだんの努力は大事で、これもまたサービス業として大事だと思った。」との意見があった。
- 出席者から、塩見理事長が冒頭の挨拶で「本年9月、七生福祉園において性的虐待を疑われる事案が発生した。当該職員は、園による聴き取り調査に対しては故意ではないと答えていたが、警察の事情聴取では故意に行ったことを認めた。誠に遺憾であり、厳正な処分を行う。」と報告した事案について、「虐待をした人が自分の虐待を認めない、自分が虐待をしているという自覚がないということが多いと思う。この事案では、最初は認めなかった職員が後に自分がしたと認めたということだが、どんな取組をしたのか。」との質問があり、塩見理事長及び事務局から、「園での調査中、当該職員に

虐待防止研修を受講させたところ、研修で出された事例が自分の行為の事だと思ったようで、園に戻ってから作成した振り返りのシートの中で自分の行為の重大性を改めて認識したと記述していた。それがきっかけになったようである。」との回答があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午前11時5分に閉会した。